

第4章

施策の展開

基本目標 1 地域福祉活動への参加を促進するための 人材育成、仕組みづくり

助け合い・支え合いの意識の啓発、仕組みづくりを行い、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、地域活動の輪を広げていくため、福祉教育を推進します。

また、地域福祉の向上を目指す担い手を育成するため、地域福祉活動の推進役となる人材の掘り起こしや市民活動・ボランティア活動の活性化を図ります。さらにコミュニティ協議会・自治会をはじめとする地域組織の活動を支援します。

指標目標

指標	実績※	目標
生活ささえあいネット事業 サポーターの登録	67/106	全自治会で登録

※令和2年度4月1日時点

（施策の方向性）

1 - (1) 意識の啓発・仕組みづくり

生きづらさや、高齢者世帯など家庭内だけでは解決できない生活の不便さを感じる人が、今後増加すると推測されるため、自助意識を高め、互助の精神を育む取組が必要です。

支援が必要な方を支える仕組みづくりとして、福祉活動を行うボランティア団体やボランティアの増加につながる活動を推進し、各分野で実施している見守り隊や生活ささえあいネットのより多くのサポーターの確保に努めます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
認知症サポーター養成講座の実施 地域、金融機関やスーパーマーケット等の企業、学校等で講座を開催し、認知症に関する理解を深める。	継続	□高齢福祉課 ○高齢者支援センター
シルバーサロン等の開設・運営支援 地域での高齢者の居場所を各コミュニティ協議会に原則1か所以上開設するとともに、地域のボランティアが自主的に運営するサロンの活動支援を行う。	継続	□地域福祉課 □社協（委託事業） ○地域コミュニティ団体
生活支援体制整備事業の実施 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行う。	継続	□高齢福祉課 □社協（委託事業） ○地域コミュニティ団体
ボランティアセンター ボランティアの養成や活動支援を行うため、講座の開催やコーディネート業務等を行う。	継続	□社協（補助事業） ○市民活動団体
生活ささえあいネット（P46 参照） 日常生活でのちょっとした困りごとを、地域のサポーター（ボランティア）がお手伝いする制度。お礼に地域通貨「菜（さい）」を使用。	継続	□地域福祉課 □社協（委託事業） ○地域コミュニティ団体
介護マーク・ヘルプマーク・マタニティマーク等の普及・啓発 支援を必要とする方の理解促進と支援を進めるため市役所等で配布。	継続	□健康福祉部各課

○地域全体での取組

- ・コミュニティ協議会や自治会で開催されるイベントへの参加を通して、住民同士顔の見える関係づくりをしましょう。
- ・困ったことがあれば、自分だけで抱えず、まわりの人に相談してみましょう。
- ・見守り隊や生活ささえあいネットなど、自分のできる範囲で地域の支え合い・助け合いの場に参加してみましょう。

（施策の方向性）

1 - (2) 担い手の育成

他人事を「我が事」に変えていくためには、地域での助け合いの意識の啓発や市民間のつながりを促す取組が必要なため、地域コミュニティや市民協働によるまちづくりを推進していきます。また、不足する介護人材の養成機関として田原福祉グローバル専門学校の運営を支援し、地域福祉の担い手確保に努めます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
コミュニティ活動支援 地域コミュニティ団体の運営体制の強化と活動振興のため、まちづくりアドバイザーの派遣、地域活動に必要な運営費の助成を実施。	継続	□総務課
民生委員・児童委員の支援 民生児童委員協議会の事務局として、活動に必要な情報提供を行うほか、毎月の定例会や各部会活動の運営支援を行う。	継続	□社協 ○地域福祉課 ○子育て支援課
生活支援体制整備事業の実施 関係者のネットワークや既存の取組・組織等を活用しながら、資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行う。	継続	□高齢福祉課 □社協（委託事業） ○地域コミュニティ団体
ボランティアセンター ボランティアの養成や活動支援を行うため、講座の開催やコーディネート業務等を行う。	継続	□社協（補助事業） ○市民活動団体
介護福祉士の養成（P46 参照） 2年課程で介護福祉の専門教育を実施。卒業時には、介護福祉士国家試験受験資格を取得できる。	継続	□高齢福祉課 ○(福)福寿園（学校運営）
初任者研修の実施（P46 参照） 幅広く介護人材を育成するため、基本的な技術を習得する介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級研修）を実施。	継続	□高齢福祉課 ○(福)福寿園（学校運営）
実務者研修の実施（P46 参照） 介護の質の向上を図るため、介護福祉士実務者研修（介護実務経験3年に加え介護福祉士国家試験受験に必須となった研修）を実施し、資格取得を支援。	継続	□高齢福祉課 ○(福)福寿園（学校運営）

○地域全体での取組

- ・自治会を中心に、魅力ある活動を実施しましょう。
- ・地域の行事やイベントなど活動に積極的に参加しましょう。

（施策の方向性）

1 - (3) 福祉教育の推進

他世代の人についての理解や、多様性についての理解を深めるためにも、広く市民に対して福祉教育を提供することを推進します。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
市政ほーもん講座等による理解促進講座の開催 ・介護保険と高齢者福祉サービスについての講座を開催（高齢福祉課）。 ・介護予防・認知症予防についての講座を開催（高齢福祉課）。 ・保育士や児童クラブ指導員等を対象に障害児の理解や支援に対する研修会を開催(子育て支援課)。 ・発達障害児の支援の充実を図るためペアレントプログラムを実施(子育て支援課)。	継続	□各課
社会福祉体験活動（P46 参照） 小中高等学校を福祉協力校に指定し、車椅子、手話、点字等の体験学習や認知症サポーター養成講座を行うとともに、地域の福祉施設との交流活動により共生社会の理解を促進。	継続	□地域福祉課 □社協（委託事業） ○学校
小中学校への講師派遣・訪問受入 市内小中学校からの依頼で、講師派遣や専門学校での授業等の実施により、福祉教育を支援。	継続	□(福)福寿園（学校運営） ○高齢福祉課 ○学校
人権擁護委員による活動 委員が、学校等へ出向き、人権についての啓発活動を行う。	継続	□豊橋人権擁護委員協議会 田原地区委員会 ○地域福祉課 ○子育て支援課

○地域全体での取組

- ・子どもから高齢者までの多世代の方々が交流し活動する機会を増やしましょう。
- ・障害のある人ない人、全ての人と一緒に活動する機会を増やしましょう。
- ・大人が子どもの手本となりましょう。

基本目標1 主な取組からのピックアップ

1－（１） 意識の啓発・仕組みづくり

生活ささえあいネット事業

日常生活でのゴミ出し、買い物代行など、ちょっとした困りごとがある場合に、地域のサポーター（ボランティア）がお手伝いをする制度です。ささえあい（お手伝い）のお礼には、地域通貨「菜（さい）」を使用します。事務局は、助け合いに関するコーディネート業務や、サポーターの養成、地域通貨利用協力店舗の開拓等を行っています。（事務局 社会福祉協議会）

【各年度末時点登録者数】

	支援依頼者	サポーター	協力店舗
令和元年度	197名	176名	41事業所46店舗
平成30年度	173名	156名	38事業所44店舗
平成29年度	152名	146名	33事業所39店舗
平成28年度	113名	124名	30事業所35店舗

1－（２） 担い手の育成

田原福祉グローバル専門学校（旧田原福祉専門学校）

田原福祉専門学校は、平成8年に介護福祉の専門教育を行う学校として創設されました。令和3年度からは、田原福祉グローバル専門学校として学校運営を社会福祉法人に移行し、民間のメリットを最大限に生かした「生きた福祉」を学びながら地域に貢献できる介護福祉士の養成と介護職員初任者研修及び介護福祉士実務者研修を実施してまいります。今後も引き続き、地域福祉の担い手確保のため、補助金等を設け支援してまいります。

【各年度末時点履修者数】

	介護福祉士	介護職員初任者研修	介護福祉士実務者研修
令和元年度	19名	6名	17名
平成30年度	21名	14名	11名
平成29年度	16名	13名	25名
平成28年度	24名	16名	20名

1－（３） 福祉教育の推進

社会福祉体験活動

社会福祉協議会では、毎年、高齢者や障害のある方についての理解促進のため、市内の全小中高等学校を社会福祉協力校に指定し、認知症に関する理解や車椅子、手話、点字等を体験する福祉実践教室を実施しています。

基本目標 2 分野を超えてつなげるための 情報提供、情報共有

福祉サービスの情報提供や相談支援体制の充実を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境の整備に努めます。

また、時代に応じたサービスニーズの把握や、相談支援体制を確立するために、地域組織の連携強化とネットワークづくりに取り組みます。

指標目標

指 標	実 績 ※	目 標
生活困窮者自立相談支援事業対象者のうち就労や福祉サービスに結びついた割合	47%	60%

※令和元年度実績

（施策の方向性）

2 - (1) 情報提供の充実

高齢者、障害者、外国人住民等様々な方々へ情報を伝達するには、受け手にとって分かりやすい、的確な情報を提供することが必要です。情報提供及び専門窓口等の充実により、福祉サービスに関する情報が、支援を必要とする人に行き渡るような環境の整備に努めます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
音訳・点字 図書館及び希望者に配布（一部は掲示のみ）。 （音訳）広報たはら、議会だより （点字）選挙関連広報、社協だより	継続	□広報秘書課 □総務課 □議会事務局 □社協 ○市民活動団体
多言語化・やさしい日本語 外国人向け生活ガイドや、ごみカレンダー、防災マップ等を、多言語化。たはらグローバルシティ推進プランでは、誰にでも分かりやすい情報提供として、やさしい日本語を推奨。	継続	□広報秘書課、各課
通訳の派遣 通訳・翻訳サポート制度の構築を図るとともに周知。	継続	□広報秘書課 ○市民活動団体
相談窓口の設置（P12, 13 参照） ・高齢者支援センター ・障害者総合相談センター ・各種子育て等相談窓口 ・心とからだの健康相談窓口 ・生活保護相談窓口 ・生活困窮者自立支援相談窓口 ・成年後見センター ・心配ごと相談窓口	継続	□健康福祉部各課 □社協
手話通訳の配置、手話通訳・要約筆記の派遣 市役所に手話通訳者を配置。また、手話通訳者・要約筆記者の派遣をコーディネートし、意思疎通が困難な方の日常生活、社会生活を支援。	継続	□地域福祉課
手話通訳・要約筆記の講座 手話等のボランティア団体の協力により市民が手話等に触れるきっかけとなる講座を開催し、障害と情報保障の理解を深める。	継続	□地域福祉課 □社協 ○市民活動団体
田原市子育て世代包括支援センターの設置 2019年度開設の親子交流館及びあつみライフランド内に、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口を設置。	完了	□親子交流館 □健康課

○地域全体での取組

- ・市民館や地域の公民館などに、広報紙やチラシ等を置き、情報を提供していきましょう。
- ・手話等のボランティア入門講座を受講し、情報伝達的手段について理解を深めましょう。

（施策の方向性）

2 - (2) 相談支援体制の充実

生活に困っているにも関わらず、必要としているサービスにたどりついていない方や、周囲に相談する相手がいないという方も潜在するため、地域と専門職が連携強化をし、地域活動や情報提供等、専門窓口以外でも、住民の困りごとやニーズを把握し、問題解決できる体制の充実を図ります。

○主な取組（行政・社協）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
相談窓口の設置 (P12, 13 参照) ・高齢者支援センター ・障害者総合相談センター ・各種子育て等相談窓口 ・心とからだの健康相談窓口 ・生活保護相談窓口 ・生活困窮者自立支援相談窓口 ・成年後見センター ・心配ごと相談窓口	継続	<input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協
包括的な支援体制の整備 (P59 参照) ・包括的な支援体制整備の検討 ・(仮) 地域福祉計画推進会議の設置 ・行政と社協との連携強化 ・法改正についての周知 ・子育て世代を対象とした体制整備	継続	<input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協
民生委員・児童委員の支援 民生児童委員協議会の事務局として、各委員から受ける個別事案の相談や情報提供に応じ、専門機関への橋渡し等を担う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課
田原市子育て世代包括支援センターの設置 2019 年度開設の親子交流館及びあつみライフランド内に、妊娠・出産・子育ての総合相談窓口を設置。	完了	<input type="checkbox"/> 親子交流館 <input type="checkbox"/> 健康課

○地域全体での取組

- ・自分で解決できないことがあれば、抱え込まず、まわりの人に相談してみましよう。
- ・困っている人には、声をかけましよう。

（施策の方向性）

2 - (3) 包括的な支援体制の整備と我が事・丸ごとの地域づくり

現在、高齢者・障害者福祉については、分野ごとに包括的な相談支援体制を整備しています。また、平成27年度からは、生きづらさを抱える人の支援を目的に、生活困窮者自立支援制度が開始されており、子育て世代を対象とした体制も令和元（2019）年度に整備しました。しかし、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが求められています。

改正社会福祉法では、包括的な支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、「住民に身近な圏域」において相談を包括的に受け止める場の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が示されました。

このため、これまで推進してきた地域で暮らす方たち同士の支え合いを継続するとともに、分野ごとの枠組みではなく、丸ごと受け止める場の整備と、包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
包括的な支援体制整備の検討 各分野において、包括的な支援体制の望ましい姿、必要性についての検討を行う。 ・田原市地域包括ケア推進協議会 ・田原市障害者自立支援協議会	継続	<input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 介護事業所
（仮）地域福祉計画推進会議の設置 各分野の担当課で、個別の分野の現状を情報共有しながら、計画の管理と評価を行うほか、地域の実情を踏まえた包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業について検討を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協
行政と社協との連携強化 （仮）地域福祉計画推進会議での情報共有、行政と社協の連携会議を開催するなど、包括的な支援体制の整備に向け取り組む。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 健康福祉部各課
法改正についての周知 各分野で、我が事・丸ごとの地域づくり、重層的支援体制整備事業など法改正の趣旨・地域福祉計画の取組について周知。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 健康福祉部各課
子育て世代を対象とした体制整備 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口として田原市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭支援、特に要支援児童・要保護児童等を支援する田原市子ども家庭総合支援拠点を整備する。	完了	<input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 親子交流館 <input type="checkbox"/> 健康課

基本目標 3 安心安全な地域共生社会の実現

住み慣れた家庭や地域社会の中で、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる、地域共生社会の実現を推進します。

また、認知症や障害のある方を含むすべての人が安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護の充実に取り組みます。

指標目標

指 標	実 績 ※	目 標
「あなたはどの程度幸せですか」 (10点満点) という質問の回答の平均点	6.95点	8点

※令和元年度市民意識調査

（施策の方向性）

3－（1） 防災・防犯・交通安全の推進

災害時に支援が必要な方が増加しているため、災害時避難行動要支援者名簿の整備を進め、円滑な救護体制の整備に努めます。

また、高齢者が被害者となる事件・事故も増えると予測されるため、地域における防犯・交通安全活動により高齢者を守る取組を推進します。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
防災講座 過去の災害、今後起こり得る災害、市の防災対策等、防災に関する意識啓発を行う。	継続	□防災対策課
防犯パトロール 青パト（青色回転灯付車両）による防犯パトロールを実施。	継続	□総務課
街頭キャンペーン 商業施設利用者やドライバーに対して防犯・交通安全についての啓発活動を実施。	継続	□総務課
運転免許証自主返納支援制度 高齢運転者の交通事故防止のため運転免許証の自主返納を支援。	継続	□総務課
街頭監視 交通安全運動期間や交通死亡事故ゼロの日に啓発活動を実施。	継続	□総務課 ○地域コミュニティ団体
災害時避難行動要支援者名簿整備（P58 参照） 要支援者の情報を平常時から収集し、行政・地域等で共有することで、要支援者への情報伝達体制や地域ぐるみの避難支援体制の整備を図る。	継続	□地域福祉課
防災ボランティアコーディネーター養成 大規模災害被災時に、支援を要する市民と、手助けをするため駆け付けるボランティアを橋渡しする災害ボランティアセンターのコーディネーターを養成。	継続	□社協（委託事業）
情報伝達体制の整備 防災行政無線、安心安全ほっとメール等複数の手段を用いて情報伝達体制の整備を図る。 ひとり暮らし高齢者等（緊急通報システムを貸与）、聴覚障害者等（eメール119番、Net119緊急通報システム）の伝達体制確保。	継続	□防災対策課 □高齢福祉課 □消防署 ○地域福祉課

○地域全体での取組

- ・家族で、防災・防犯・交通安全の対策について話しましょう。
- ・地域の防犯パトロールや防災訓練などに参加しましょう。

(施策の方向性)

3 - (2) 健康づくり・生きがいづくりの推進

健診受診や生活習慣病予防等により、一人ひとりがいきいきと暮らせるような健康づくりを推進します。

また、幸福度を高める一環として、生きがいづくりへの取組が必要であり、高齢者・障害者を含む全ての人に、生涯学習・生涯スポーツを行う機会や、就労の機会の提供に努めます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
特定健診・後期高齢者健診 生活習慣病の予防と早期発見を目的とした健康診査を実施。	継続	□保険年金課
シルバー人材センターの活用 働く意欲と能力のある高齢者の就労を促進するため新たな職域への展開を支援。	継続	□シルバー人材センター（一部補助）
健康診査（がん検診） がんの早期発見と早期治療、予防の知識の普及を図ることを目的とした各種がん検診を実施。	継続	□健康課
予防接種 感染症予防を目的として定期予防接種等を実施。	継続	□健康課
たはら健康マイレージ事業（P58 参照） 健康意識の向上と健康行動実践者の拡大と定着化を目的とした健康づくり点数制度。	継続	□健康課
生涯学習機会の提供 ライフステージに応じた学びの機会の提供のため、市民カレッジ、しおさい大学等の開催。	継続	□生涯学習課
生涯スポーツの推進 誰でも参加できるニュースポーツの教室や大会、初心者教室等の開催。	継続	□スポーツ課
老人クラブ・介護予防教室・サロンへの参加 生きがいをもって高齢期の生活を豊かなものとするため、地域の集まりや居場所に参加し活動。	継続	□高齢福祉課 □地域福祉課 □社協
生活ささえあいネットやボランティア活動の推進 住み慣れた地域で安心して暮らすため、ともに支え助け合い、協力し合う。	継続	□地域福祉課 □社協
知識と情報の利活用の推進 知識や情報入手、創造・発信できるよう、にじいるサービス（障害者向けサービス）、元気はいたつ便（高齢者介護施設巡回サービス）、ウィキペディアタウン（住民参加による地域情報編集・発信ワークショップ）等の事業を実施。	継続	□中央図書館 ○文化財課
高齢者保健事業と介護予防の一体的実施 医療・介護データの分析に基づき、高齢者のフレイル予防と疾病予防等の啓発、保健指導等を実施。	新規	□保険年金課 □高齢福祉課 □健康課

○地域全体での取組

- ・ 住み慣れた地域でいつまでも暮らしていけるよう、健康づくり・生きがいづくりに取り組みましょう。
- ・ 健診等を定期的に受診し、健康管理に努めましょう。

（施策の方向性）

3－（3） 地域医療体制の維持・継続

誰もが住み慣れた地域で安心して医療を受けたいと願いますが、本市の医療供給体制は十分でなく、市民の満足度も高いとは言えません。

救急医療を含む地域医療体制を維持・継続させるために、市民一人ひとりが適正医療を理解し、医療機関等への過度な負担をかけなくするための努力や、医師会と歯科医師会が輪番で行う在宅当番医制への支援、救急医療を担う公的病院への支援などを引き続き実施することで、地域医療体制の維持・継続を図ります。

○主な取組（行政）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
地域医療体制の維持・継続 ・平常時及び災害時に、必要な医療を地域で受けられるよう医療体制を整備する。 ・田原市赤羽根診療所を運営する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
適正医療の推進 ・日常的な診療や初期治療を行う、かかりつけ医（主治医）制を推進する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
かかりつけ医と公的病院の連携 ・医療機関の機能分担や高度医療機器の有効活用を目的とした連携を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
休日・夜間の医療体制の確保 ・医師会と歯科医師会が輪番制で行う在宅当番医制を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
救急医療体制の維持 ・重篤な患者を受け入れる医療体制（第2次医療）を維持するため支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
広域救急医療体制の維持 ・東三河4市の7病院が輪番で救急患者の受入を行う体制を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
医療人材の確保 ・公的病院に勤務する意志のある医学部の学生に修学資金等を貸与する。 ・公的病院が行う看護師等の確保対策を支援する。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課

○地域全体での取組

- ・かかりつけ医を持ち、病気になった時は診療時間内に受診するようにしましょう。
- ・正しい生活習慣を身に着け、定期的に健診（検診）を受診するなど、日頃から健康管理に努めましょう。

（施策の方向性）

3－（4） 人にやさしい街づくりの推進

公共建築物の改善・整備や、高齢者の住み替え等地域住居に関する支援を行い、誰もが住みやすい街づくりを推進します。

また、増加する交通弱者の移動手段を確保するため、必要な公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。

さらに、見守り活動等、ソフト面での活動を推進し、人にやさしい街づくりを推進します。

○主な取組（行政・社協）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	<input type="checkbox"/> ：事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> ：連携・協働
認知症高齢者等の見守り 認知症高齢者とその家族が安心して生活ができる環境を整備するとともに、地域の関係機関における見守り等の支援体制を構築する。	継続	<input type="checkbox"/> 高齢福祉課
民生委員・児童委員による支援 地域の身近な相談相手として、住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役として誰もが安心して暮らせる地域づくりのための活動を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 社協
子育て安心見守り隊 地域の身近な相談者として、見守り支援を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 健康課
ママサポーター・子育てコンシェルジュによる支援 妊娠出産に関する相談支援や、子育てサービスの紹介、子育ての相談に応じる。	継続	<input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 親子交流館 <input type="checkbox"/> 健康課
公共交通ネットワークの維持・充実 市民・地域・事業者・行政等が協働しながら、運行内容等の改善による公共交通の利便性・有効性の向上を図る。 ・伊良湖本線・支線への運行補助 ・田原市ぐるりんバスの運行 ・田原市地域公共交通会議での検討	継続	<input type="checkbox"/> 街づくり推進課
買い物支援バス 日常的な生活圏域に商業施設がなく、かつ自家用車を所有しない高齢者の買い物を支援するバスを運行。	継続	<input type="checkbox"/> 社協
人にやさしい街づくり整備方針 障害のある人や高齢者を含むすべての人にとってやさしい街づくりを目指す。公共建築物の改善・整備、高齢者の住み替え等地域住居に関する支援等。	継続	<input type="checkbox"/> 各課

○地域全体での取組

- ・地域の活動の拠点として、市民館や公民館を活用しましょう。
- ・見守りが必要な方に目を向け、地域の中の孤立を防ぎましょう。

（施策の方向性）

3－（5） 権利擁護の充実

認知症や知的、精神障害などにより、判断能力が不十分な方は、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況となったり、詐欺など消費者被害に遭うおそれもあります。誰もが、権利を侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう権利擁護や意思決定支援、成年後見制度利用の枠組みを整備します。

また、虐待を発見したときはすぐに窓口に通報や相談をするという意識を高めつつ、虐待を未然に防ぐため、地域での虐待の早期発見や虐待防止に取り組みます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	<input type="checkbox"/> ：事業担当課・機関等 <input type="checkbox"/> ：連携・協働
相談窓口の設置 (P12, 13 参照) ・高齢者支援センター ・障害者総合相談センター ・各種子育て相談窓口 ・心とからだの健康相談窓口 ・生活保護相談窓口 ・生活困窮者自立支援相談窓口 ・成年後見センター ・心配ごと相談窓口	継続	<input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協
成年後見制度の利用促進 判断能力が不十分な方の権利を守るため、必要なときに、適切な制度利用ができるよう支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協
成年後見センター事業 認知症高齢者、知的・精神障害者等判断能力が不十分な方の権利を守るため相談に応じたり、制度の周知啓発や、必要に応じて法人後見人として支援。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協（委託事業）
日常生活自立支援事業 認知症高齢者、知的・精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 社協（委託事業）
人権擁護委員による活動 委員が、学校等へ出向き、人権についての啓発活動を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 豊橋人権擁護委員協議会 田原地区委員会 <input type="checkbox"/> 地域福祉課
要保護児童対策地域協議会 児童虐待・非行などの防止を図るため、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等の早期発見や支援を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 子育て支援課

○地域全体での取組

- ・虐待防止についての意識を高め、虐待を見つけた際は、相談窓口へ相談・通報しましょう。
- ・認知症や障害についての理解を深め、権利意識を高めましょう。

基本目標3 主な取組からのピックアップ

3－（１） 防災・防犯・交通安全の推進

災害時避難行動要支援者名簿整備

災害が発生したときに、何らかの理由により情報が収集できなかつたり、避難するときに手助けが必要だつたりする方を対象に、申請により名簿登録をしてもらうことで、コミュニティ協議会等が把握し、地域で連携して支援していく制度。毎年、登録の受付、新規登録者の把握、情報提供を行っています。

3－（２） 健康づくり・生きがいづくりの推進

たはら健康マイレージ事業

WHO健康都市連合に加盟し、健康都市推進プログラムに基づいて健康づくりに取り組んでいます。平成26年6月から、リーディングプロジェクトとして「たはら健康マイレージ」をスタートしました。健診（検診）や健康づくりの取組、講座・イベント・ボランティアに参加することで点数が貯まります。健康づくりに参加するきっかけづくりや健康意識の向上を図り健康行動実践者の拡大と定着化を目的としています。

【達成者数】

	達成者人数
令和元年度	1,203
平成30年度	1,088
平成29年度	579
平成28年度	546

基本目標 4 包括的な支援体制の整備

社会福祉法の改正により、「我が事・丸ごと」地域福祉推進の理念と、それを実現するために市町村が包括的な支援体制作りに努める旨が規定されました。地域の課題を「丸ごと」受け止める場を整備するとともに、支援を必要とする住民（世帯）を「他人事」とせず、「我が事」として課題を把握し、地域社会全体で連携しながら解決を図っていく体制の構築に取り組みます。

指標目標

指 標	目 標
(仮) 地域福祉計画推進会議の開催	年2回

（施策の方向性）

4－（1）包括的な支援体制の整備と我が事・丸ごとの地域づくり

現在、高齢者・障害者福祉については、分野ごとに包括的な相談支援体制を整備しています。また、平成27年度からは、生きづらさを抱える人の支援を目的に、生活困窮者自立支援制度が開始されており、子育て世代を対象とした体制も令和元（2019）年度に整備しました。しかし、各分野における相談・支援体制だけでは対応が難しい課題が増えており、こうした課題に対応していくことが求められています。

改正社会福祉法では、包括的な支援体制の整備として、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、「住民に身近な圏域」において相談を包括的に受け止める場の整備、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が示されました。

このため、これまで推進してきた地域で暮らす方たち同士の支え合いを継続するとともに、分野ごとの枠組みではなく、丸ごと受け止める場の整備と、包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

○主な取組（行政・社協等）

取組 (内容)	第3期計画 (2019→2023)	□：事業担当課・機関等 ○：連携・協働
包括的な支援体制整備の検討 各分野において、包括的な支援体制の望ましい姿、必要性についての検討を行う。 ・田原市地域包括ケア推進協議会 ・田原市障害者自立支援協議会	継続	<input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> 介護事業所
（仮）地域福祉計画推進会議の設置 各分野の担当課で、個別の分野の現状を情報共有しながら、計画の管理と評価を行うほか、地域の実情を踏まえた包括的な支援体制、重層的支援体制整備事業について検討を行う。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 健康福祉部各課 <input type="checkbox"/> 社協
行政と社協との連携強化 （仮）地域福祉計画推進会議での情報共有、行政と社協の連携会議を開催するなど、包括的な支援体制の整備に向け取り組む。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 健康福祉部各課
法改正についての周知 各分野で、我が事・丸ごとの地域づくり、重層的支援体制整備事業など法改正の趣旨・地域福祉計画の取組について周知。	継続	<input type="checkbox"/> 地域福祉課 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 健康福祉部各課
子育て世代を対象とした体制整備 妊娠・出産・子育ての総合相談窓口として田原市子育て世代包括支援センター及び子ども家庭支援、特に要支援児童・要保護児童等を支援する田原市子ども家庭総合支援拠点を整備する。	完了	<input type="checkbox"/> 子育て支援課 <input type="checkbox"/> 親子交流館 <input type="checkbox"/> 健康課